

平成25年4月 29 日

江戸川区教育委員会
委員長 松原秀成 殿

陳情者

連絡先

非流通品食材の取り扱いに関わる通達を求める陳情

理由

江戸川区内には、自家農園を持っている区立幼稚園・小学校・中学校(以下、学校等という。)が数多くあります。そういった学校等では、学習の一環として作物を栽培したり、行事の一環として収穫した作物を食べることが恒例となっています。学校等によっては、給食の食材として使用する場合もあります。本年4月中旬には、筍を収穫した小学校で事前の放射性物質の検査を行わずに給食食材にした事象が発生しています。

また、自家農園を持ってはいなくても、敷地内で農作物を育てている学校等もあり、そういった場合でも、やはり、収穫した作物を食べることを恒例としている学校等が相当数あると考えられます。しかし、自家農園(あるいは敷地内)で収穫された作物は「非流通品」であるため、国や都が行っている放射性物質の検査対象からは外れています。

趣旨

つきましては、非流通品に対する給食食材としての取り扱いについて、子どもたちの健康と安全を守るため、以下の項目の何れかの措置を行うことを教育委員会から学校等の施設管理者へ文書で周知されることを陳情いたします。

- ① 自家農園(もしくは敷地内)で収穫された作物は食用として使用しない。
- ② 事前に放射性物質の検査を実施してから、収穫された作物を食用として使用する。
- ③ 収穫された作物は子供が家に持ち帰り、食べるかどうかは保護者が判断する。

以上